

令和8年3月9日

田上町長 佐野 恒雄 様

田上町いじめ問題再調査に係る所見について

まずは、田上町長、田上町議会、田上町役場総務課、田上町いじめ問題再調査委員会の皆様に感謝申し上げます。田上町役場総務課は地道な資料作りや再調査委員との意思疎通に取り組んでくださり、再調査委員の皆様は初めて私達からの意見に耳を傾けていただき、滞りなく再調査が進められているという安心感がありました。調査は、田上中学校（以下「学校」と記述する）の前校長がいじめ防止対策推進法（以下「法」と記述する）やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」と記述する）を守らず、いたずらに時間をかけたために関係者の記憶が曖昧になり、困難を極めるものになりましたがいじめや重大事態の該当性について法に則り判断していただきました。本来であれば前校長や田上町教育委員会（以下「町教委」と記述する）が判断すべきことです。また、前校長が嘘をつき続けた地方公務員法違反（信用失墜行為）や町教委の虚偽公文書作成罪について指摘しなかった点については再発防止の観点から調査が不十分ではなかったのかと思います。文部科学省児童生徒課に確認し、罪名等を記載することは可能という回答を受け、再調査委員会にもお伝えしておりました。法に違反した事実を指摘しない調査委員の中立性・公平性に疑義が生じたばかりではなく、町教委教育長が調査報告書に記載されていないことは認識できないと述べているように今後も遵法意識の低い学校や町教委が同様のことを繰り返す可能性があり、再発防止には何も期待できません。よって、私達が学校や町教委を信用することは二度とありません。そして、この度の再調査の過程において私達保護者の目線で一番に驚いたことは、事実が元1年担任を経由することにより、事実無根の情報にすり替えられ、息子（「以下 B と記述する」）を守るはずの教師がBを不登校に追いやっていたことです。本件いじめ問題で処分はおろか注意、指導を受けた職員は1人もおらず、私達は無責任な者達に B の命を預けていたことに気づきました。B は再調査委員会のヒアリングに応じた加害生徒や教師達全員が嘘をついていると述べていました。私達も学校や町教委と関わるにあたって、法やガイドラインを守

らず、嘘や言い訳ばかりで、まるで詐欺集団を相手にしているような感覚でした。ただし、現校長は誠実で法を遵守していじめ問題に対応していると感じており、信用できる人物であると認識しております。前校長はいじめ問題の対応について「どのような対応をするかは校長のカラーによります。」「学校は白黒つけません。」と発言しましたが、校長が誰であっても、いじめの対応は憶測や決めつけで判断せず、法やガイドラインに則って白黒つけてほしいものです。法は迅速な対応や調査票を用いる等の方法により広く情報を集め、何があったのかを明らかにすることを求めています。詳細は下記のとおりです。

## 記

### 1 文部科学省の認識の甘さについて

私達は慎重に調査を進めるため、文部科学省児童生徒課へ法やガイドラインについて確認しながら資料を作成し、町教委や田上町いじめ問題調査委員会（以下「原調査委員会」と記述する）、田上町役場総務課、再調査委員会に提出して参りました。しかし、令和7年12月22日 B 父がいつものように文部科学省児童生徒課へ確認の電話を入れたところ、電話口に出た女性職員が「公立中学校の場合は市区町村の教育委員会か県教育委員会に問い合わせてください。」と告げました。B 父は「市区町村の教育委員会や県教育委員会は法やガイドラインを理解していないので、そちらに聞いています。」「今までは回答していただいていたよ。」と返答したところ、同職員が「そんなことあるわけないでしょ。」と怒鳴って一方的に電話を切断するという出来事がありました。この出来事は同席していた妻も確認しています。本件調査結果では町教委の法やガイドラインの理解不足が指摘されています。前校長も B 父に「私が無知だったんです。」と述べて法やガイドラインを理解していなかったことを認めています。また、県教委に確認しても明確な答えが返ってくることはありませんでした。私達が被害者側になって分かったことは、法やガイドラインが学校関係者に周知されていないという事実です。私達のほうが学校や町教委よりも詳しいという場面が何度もありました。文部科学省は現状が見えていないようです。法やガイドラインを理解していないのにどのように被害者を守るのでしょうか。いじめ被害者や不登校、自死する児童・生徒が増加する一因はここにあります。

## 2 いじめの影響について

Bは学校に入学して間もなく、「いじり」や「からかい」といういじめを受け続け、いじめによる精神的苦痛から頭痛、腹痛、過呼吸、不眠等を発症し、2年次夏休み明けから不登校になりました。Bは部活にやりがいを感じていましたが体調不良により登校することが困難になりました。Bは同級生の声を聞いたり、姿を見ることに体調を崩すようになって自室にこもり、カーテンを閉め切ったまま外出しないという生活を送るようになりました。Bは不登校直後「もう限界だ。」「いじめに一生懸命耐えてきたけど、先生が何もしてくれないし自分ばかり怒られるから、もう学校に行きたくない。」「A(加害生徒)だけは許せない。」等と述べていました。2年次2月には不登校になった自身の将来に希望を見い出せなくなり、包丁で腹を刺そうとしました。自室の壁や枕の下には「大人になるまえに死ねますように」と書かれたメモがありました。兄弟と学校に関する話がタブーになり、我が家の生活は一変しました。教育を受ける権利や人権、個人の尊厳が侵害されただけではなく、思春期という人格を形成するうえで重要な時期に様々な経験を積む機会を失いました。誰とでも話ができる明るい性格の子でしたが、他人との関わりを避けて生活を送るようになり、現在も治療のために通院しています。

また、令和7年8月19日フリースクールに通学途中のBに対して電車内で出会った元同級生の男子高校生2名がBに詰め寄って「お前何もできないんだってな。」と馬鹿にしてきたためBが反論したところ、何も言えなくなり立ち去るといふ出来事がありました。元同級生達はBに何を言っても許されるという中学生当時の感覚(シンキングエラー)のまま生き続けており、学校が調査もろくにせず、Bに対して謝罪をさせなかった怠慢が今も影響を与え続けている状況です。

## 3 元1年担任の虚偽報告について

### (1) 町教委の保有していた資料にはBの小学校からの引継ぎ事項について

「被害者生徒は、小学校時から、やりたくないことがあると欠席したり、保健室に行ったりする傾向がある。」

と記述されていることを、再調査委員から聞きましたが事実無根です。

これは元1年担任が学校側に報告したものであることや、当初は元1年担任が報告したと言っていたが、その後の再調査委員のヒアリングに否認

しているということを聞きました。小学校の誰からの引継ぎであるかも不明のままです。私達保護者は小学校からこのような説明を受けたことはありません。Bはやりたくないことがあって欠席したこともありません。欠席日数も数える程しかありませんでした。保健室にほとんど行ったこともありませんし、保健室に行った時は学校から理由の説明がありました。学校や町教委のB父に対する対応がぞんざいだったり、前校長が校長室でB父を怒鳴った理由がここにあったと納得しました。B父は学校や町教委に対して、なぜ法を守らないのかという主張をしていましたが、学校や町教委は「(B父)さんの言う通りにはならないと思います。」という発言をよくしていました。間違った情報を鵜呑みにした結果、不登校の原因がいじめではないという先入観で動き、いじめや重大事態の認定が遅れたことも納得できました。

- (2) Bが1年次、部活動の際に部員に対して「俺は勉強が苦手なんだ。」と発言したことが、元1年担任を経由して「俺は脳みそがくさっているから何もわからないんだ。」と言ったことにすり替えられて「そんなこと言っていない。」と否定するBに対して元1年担任が「嘘をつくな。」と怒鳴りました。

以上のことは、B父が情報公開請求により、令和6年6月7日教育庁生徒指導課より回答を受けた令和3年10月25日付「田上中生徒指導報告」に記載されており、B本人からも聞きました。また、情報開示請求した際に第三者から拒否する旨の申し出があり、開示が2週間遅れるという出来事がありました。

- (3) 上記(2)と同一の出来事について、令和3年11月29日付前校長作成にかかる「Bさん・Aさんに係る報告」には

- ・1年時10月頃、(部活内)で「自分は生まれつき障害があるから勉強ができないんだ」とBさんが周りに言ったことを部員が心配して教師に相談した。担任(元1年担任)がBさんに確認し、自分を大切にしよう話をした。

と記載されており、元1年担任の報告によって、すり替えられていました。

前校長は上記の報告を信じて私達に特別支援学校の見学を勧めてきました。私達とB、養護教諭の4名で特別支援学校の見学に行きましたが、同校教

頭から「Bさんはうちに来る子ではありません。」と返答がありました。

また、上記のような記載があることによって相談した弁護士から「息子さんには障害があるんですね。」といじめられて当然というような高圧的な態度をとられ、精神的苦痛を受けるという不利益を受けました。

県の「懲戒処分の基準」には

P-3 1 一般服務関係

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

と規定されていますが何も処分は下されておられません。

#### 4 町教委教育長の対応について

原調査委員会の調査報告を受けた町教委教育長は、マスコミに対して陳謝していたものの被害者側への謝罪が一切ありませんでした。世間に対するパフォーマンスだとしか思えませんでした。真意を確認すべく B 父が連絡を取り、令和6年7月3日自宅において謝罪を受けました。その際、B 父が町教委教育長に対して「具体的に何の謝罪ですか。」と質問したところ「私達の対応全てです。」と答えました。B 父が続けて「校長が嘘をついたという認識はありますか。」と質問したところ「調査報告書に校長が嘘をついたと記載されていないので認識できません。」と答えました。

また、私達が元1年担任に謝罪を求めていることを伝えてほしいと依頼したところ、伝えると回答がありました。しかし、未だに伝えたのか伝えていないのか連絡がありません。当時の新聞記事等がその根拠となります。もうこれ以上、言い訳に付き合うつもりはありません。

以下、再調査委員会の調査報告書の内容について

#### 5 P-5 上から6行目 令和2年11月Bがいじめアンケートに以下の記載をする。

Bは定期アンケートにいじめ被害：「あり」にチェックしていたものの元1年担任は何の対応もしていませんでした。学校の記録には何も記載されていません。私達には何も連絡がありませんでした。Bも学校は何もしなかったと述べています。

**6 P-5 上から12行目 令和3年2月Bがいじめアンケートに以下の記載をする。**

Bはアンケートにいじめ被害：「あり」にチェックしており、学校で指導・解決したとのことですが、Bに対する加害者達からの謝罪が一切ないのに何をもって解決としたのか疑問です。学校の記録には何も記載されていません。私達には何も連絡がありませんでした。Bも学校は何もしなかったと述べています。

**7 P-5 上から16行目 令和3年6月Bがいじめアンケートに以下の記載をする。**

Bはアンケートの「少し不安」にチェックしていたのに学校は何も対応しませんでした。学校の記録には何も記載されていません。私達には何も連絡がありませんでした。Bも学校は何もしなかったと述べています。

**8 P-5 下から12行目 令和3年9月30日 本件中学校が第1回いじめ対策委員会を実施**

私達はいじめ対策委員会を開催したとの話を学校から聞いたことがありません。令和6年、前校長はB父に対して「A保護者側の弁護士達からB保護者には弁護士達がA保護者についていることは言わないで欲しいと頼まれていました。」「前の教頭が病弱で相談できる相手がいなかった。」「一人で抱え込んでどうしたらいいかわからなかった。」「どこに行っても謝罪します。」等と述べてA保護者代理人弁護士に協力してB保護者に嘘をつき続けていたことを認めて謝罪しました。議事録も存在しないとのことで本当にいじめ対策委員会が開催されていたのか疑問です。同委員会が存在したことを証明する根拠を再調査委員会に求めましたが記載されていません。

**9 P-5 下から8行目 令和3年10月下旬 B父が初めて本件中学校長及び町教委と連絡を取り、いじめ被害を訴える。**

いじめ被害を訴えたのは10月22日です。再調査委員は10月19日にB父から町教委にいじめに関するメールが送られていると述べましたが、そのメールに記載されていたのは元1年担任がBに対して「お前はばかか。」と発言したこと等についてあり、いじめのことではありません。

**10 P-6 上から5行目 令和3年12月10日 A保護者からB保護者に対する謝罪の申し出**

具体的にどの行為についての謝罪なのでしょうか。また、いじめを認めたうえでの謝罪なのでしょうか。再調査委員会にも同じ質問をしましたが調査報告書に記載されませんでした。当時は何が起きたのか分からず、B が体調不良で謝罪を受けることができませんでした。A 保護者は現在もいじめを認めておらず、A 父が弁護士に相談して作成した「お詫び」と題するいじめは認めないがBが不登校になっていることについて道義的観点から同情する旨を記載した手紙を私達が見たから謝罪が終わったと一方的に解決を図ろうとしました。B 父が A 保護者代理人弁護士に電話で確認したところ「個別の判断によります。」との回答があり、同弁護士が関与していたことが明らかになりました。

#### **1 1 P-6 上から 1 2 行目 令和 4 年 4 月 5 日 B 保護者から A 保護者に対する、調停申し立て**

民事調停をしなければならなくなった理由については以下のとおりです。

令和 3 年 1 0 月 2 2 日 (B 2 年次) B 父が前校長に電話でいじめ被害を訴えたが同校長が「いじめは私が赴任する前のことでわかりません。」「これは本当にいじめでしょうか。」と述べた。さらに「教育委員会には報告していません。」と述べたため、法に基づき報告するよう依頼した。同日、町教委も「中学校からいじめとして報告は一切なかった。」「他の報告も一切ないです。」と述べた。しかし、前校長が赴任した後も B の背中をつつくといういじめは発生しており、前校長も把握していた。

同年 1 1 月上旬、B 父が前校長に電話で町教委に報告したか確認した際に今後のいじめ対応について「どのような対応をするかは校長のカラーによります。」「他の保護者もいるので大事にしないほうがいいのではないのですか。」と述べたため、学校は法に基づいて行動しないと判断した。

同年 1 2 月、B 父が前校長に電話で A 保護者と連絡が取れているか確認したところ「A 保護者のお父さんが亡くなったので来春以降にしてください。」と返答があった。

令和 4 年 4 月 B 父が電話で前校長に A 保護者と連絡を取りたいと伝えたところ「もうちょっと待ってください。」と述べた。

1 週間後、B 父が電話で前校長に A 保護者と連絡を取りたいと伝えたところ「もうちょっと待ってください。」と述べた。

2週間後、B父が電話で前校長にA保護者と連絡が取りたいと伝えたところ「もうちょっと待ってください。」と述べたため、B父は学校がいじめ問題に対応するつもりがないと判断した。

以上のことから簡易裁判所を間に入れた民事調停でA保護者と話し合いをすることとした。

#### **1 2 P-6 上から13行目 令和4年5月31日 調停不成立**

調停が不成立になった理由について、A保護者は「なんでうちの子だけなのか。」「Bの勘違いだ。」という主張で謝罪は一切ありませんでした。調停委員から「本当に謝罪しなくていいのですか。」と念押ししてもらいましたが、謝罪は一切ありませんでした。そのため不成立になりました。

B保護者はA保護者に対して手紙や前校長、調停委員を通じて何度も

- ・手続き上、金銭を要求する形はとるが金銭を要求するつもりはないこと（請求額を0円にした場合、最高額の手数料がかかるため。）
- ・学校側がAに対してヒアリングしたこと全てをAが行ったとは考えていないこと

を伝えてきました。

#### **1 3 P-6 上から16行目 令和4年10月13日 A父からB父母宛の「お詫び」と題する手紙**

前校長から、この手紙は私達に渡すことはできないと伝えられていたことから私達は受け取っていません。しかし、町教委の記録には私達が手紙を受け取ったことになっていました。正確な記録を残してください。

#### **1 4 P-6 下から14行目 令和4年10月19日 B保護者とBが、本件中学校にて校長と面談**

面談した理由はA以外の加害者達へのヒアリング結果を聞くためです。

B父が前校長に対して、再三にわたり依頼して、ようやく行われたヒアリングです。A以外の加害者達の保護者にも連絡するよう前校長に依頼しましたが「何で今ごろなんですか。」「驚くと思いますのでしません。」と拒否しました。法に違反していることは明らかです。

#### **1 5 P-6 下から9行目 令和5年1月10日 調停不成立（A保護者欠席）**

2回目の民事調停もA保護者は「B保護者の勘違いだ。」「一応の謝罪は

済んでいる。」「B 保護者が（お詫びと題する）謝罪の手紙を見たから。」と調停委員に伝え、民事調停には来ませんでした。いじめていないと主張する割には私達と話し合いをすることを嫌がり、逃げ続けています。

#### **1 6 P-7 下から7行目 令和5年7月18日 A 保護者の代理人弁護士から B 保護者に対し、「就任通知」が送付**

令和5年7月18日付 A 保護者代理人弁護士作成にかかる同就任通知には「貴殿らの主張するいじめの事実はありません。」「このお手紙は、B さんが登校できずにいるという事情を伺い、B さんと貴殿らの心情に配慮して、道義的観点から謝罪をしたものです。」「本件いじめの存在や慰謝料の支払義務を認めたものではありません。」と記載されており、いじめを認めないが謝罪するという矛盾が生じています。

同弁護士の介入により、A 保護者とさらに連絡が取れなくなり、B 父が何を聞いても「いじめの事実はありません。」「文書に記載してある通りです。」という回答しかなく、無駄に時間が過ぎていきました。

私達は法を守らず動かない学校と同弁護士の「板挟み」状態でした。

令和7年6月23日、同弁護士が同就任通知にいじめの事実が無い旨を記載したことについて、B 父がその根拠等を質問した結果、A 保護者の言動を鵜呑みにして学校に何も確認していなかったことが判明しました。

令和7年10月22日、同弁護士が学校にいじめの事実を確認することなく、いじめの事実がない旨を記載した同就任通知を被害者側に送付した行為が人権侵害に該当するか否かについて B 父が法務局人権委員に電話で確認した結果、人権侵害に該当するという回答がありました。

#### **1 7 P-8 上から3行目 令和6年2月6日 原調査委員会が町教委に対し、原調査報告書を提出**

原調査委員会の調査手続きに関して疑義が生じたので以下のとおり記載します。

令和5年3月30日 B 父が町教委に対して原調査委員に弁護士を入れて欲しいと依頼したが無視した。

令和5年12月 B 父が原調査委員会事務局である町教委に対して調査の途中経過について問い合わせをしたが町教委は調査中であることを理由に中身の無い会議の議題のみを記載した文書を見せただけで内容についての

説明を拒んだ。

当時のガイドラインには

(調査実施中の経過報告)

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

と規定されており、文部科学省児童生徒課に問い合わせたところ、説明を拒むことがあってはならず、会議の議題のみを記載した文書だけを渡して途中経過の報告とすることは不十分であり、会議の中でどのようなことが話し合われたのかを知らせる必要があるとの説明を受けた。このことを町教委に伝えたが無視した。

また、ガイドラインに規定されている6つの事前説明事項の内、調査の目的以外の説明が無く、どのような調査をしているのかさえ分からなかった。調査開始後、B父が事前説明事項についての説明がなされていないことを伝えたところ、簡易的な説明があったが、ガイドラインを理解していないことは明らかだった。

調査報告書提出時期について、B父が何度も町教委に確認した結果「遅くとも12月まで。」と返答を受けたが延長理由の説明も無いまま延長になった。そのことについて町教委は「田上町いじめ防止基本方針には調査期間が定められていません。」「田上町いじめ基本方針の文書を渡していませんでしたか。」「調査は今年度いっぱいということになっていましたよね。」「ホームページにも掲載されています。」と言いつをしたが、B父は説明を受けたことが無く、文書を受け取っていなかった。ホームページを確認したが掲載がなかった。その後、B父が町教委にホームページに掲載していないと告げたところ掲載された。

12月14日B父が町教委に電話で調査の進捗状況について確認した際、町教委は「調査自体は11月で終了しています。」と述べ、調査結果の内容についてのすり合わせが無く、私達からのヒアリングが1度もない状態で調査が終了したため、一方的な調査となり、調査報告書は調査委員の誤認箇所が多く、Bや私達の意見が調査結果に反映されなかった。

## 18 P-8 上から5行目 令和6年2月22日B保護者と校長が面談

私達に不信感を与えた前校長の言動について確認するために面談しました。私達に不信感を与えた前校長の言動は以下のとおりです。

- (1) 令和4年中、B父が前校長に対して、Aは今まで他の生徒とトラブルを起こしたことは無いか電話で2度確認したところ、2度とも「何もありません。」と述べていたが、関係者から聴取したところ、Aは同じ部活仲間とトラブルを2度も起こしていたことが分かり、前校長が嘘をついていたことが判明した。前校長も把握済みであったことから嘘をついた理由について尋ねたところ「口げんかはトラブルではありません。」という理解しがたい言い訳をした。
- (2) 令和4年8月B父がA保護者に宛てた手紙の返答について電話で確認した際に前校長は「(私達が手紙の返答を求めていることを) 伝えましたよ。」と答えたのに、B父が「相手は何と言っていましたか。」と聞き返したところ「伝えていませんでした。」と嘘を認めた。さらに前校長が「A保護者がいじめ問題の良い解決方法を思いついたと言っていました。」と述べたことからB父がA保護者と話し合うために会えないか確認したところ「もうちょっと待ってください。」「でもB父が思うような結果にはならないと思います。」と述べた。その後が良い解決方法とは、A父が作成した「お詫び」と題するいじめは認めないが、Bが不登校になっていることについて道義的観点から同情するという内容の手紙を私達に見せ、その手紙を見たから謝罪が終わったと一方的に解決するものであることが判明した。
- (3) 令和4年12月B父が前校長に電話で令和5年1月10日にA保護者と2回目の民事調停を行う予定であることを告げたところ「A保護者と会って話し合えませんか。」と今まで会わずことはできないと述べていたのに矛盾することを述べ、具体的な日時は告げず、時間稼ぎと受け取れる実現不可能な嘘をついた。
- (4) 令和5年3月B父が卒業式数日前と卒業式の日前校長に電話連絡した際に「はい。」「どーもー。」といつもと異なる馬鹿にしたような返事を繰り返し行って真剣に話を聞いていなかった。加害者達を卒業させて私達との関係が切れるとでも思っていたのでしょうか。

(5) 事前の電話のやりとりで前校長は B 父に対して「何でも言ってくださいね。」「午後 6 時以降であればいくらでも話を聞けますから。」と述べたが、令和 5 年 3 月 7 日校長室で学校のいじめ対応の疑問をまとめた文章を読み上げて質問をした B 父に対して「いじめは私が田上中学校に赴任する前の出来事なので分かりません。」「警察の取り調べですか。」「あー怖い怖い。」「A 保護者も怖いと言っていましたよ。」「いじめを認めるか認めないか迫ったそうですね。」等と事実無根の発言をした。続けて「いじめ問題はこれで終わりにしたいと思います。」「私を恨んでいますよね。」と述べた。

B 父が「田上中学校の生徒は悪い事をして B に謝ることもできないんですか。」と質問したところ「何も悪いことをしていないからです。」と返答があった。

さらに B が 2 年生の時に同じクラスの同級生から授業中に背中を何度もつつかれるいじめを受けたのに 2 年担任が B からの訴えを無視したことについて質問したところ「学校は警察のように白黒つけません。」「お互いの生徒の言い分を聞くだけです。」と述べた。法は調査票を用いる等の方法によって何があったのか明らかにすることを求めています。

そして、B 父が学校の不適切な対応の再発防止のために本件の真相解明が必要であると説明したが「その頃には私は退職して学校にはいませんので。」と述べた。

その後、B 父が質問を続けようとしたところ、急に立ち上がり、前々校長の顔写真を指差して「聞くなならこの人に聞いてくださいよ。」「私をここから追い出したいんですか。」等と怒鳴った。

B 父が続けて「A 保護者は謝罪できるんですか。」と質問したところ「謝罪できます。」と A 保護者に確認することなく返答した。(同年 3 月 30 日町教委管理指導主事に確認したところ「A 保護者は謝ることは難しいと述べています。」と返答があり前校長の嘘であることが確定している。)

B 保護者が町教委に依頼して同年 3 月 24 日実施することとなった B へのいじめに関するアンケート調査について前校長は「言われなくても元々やる予定だったんです。」と今までアンケート調査に触れたことも無いのに呆れるような嘘をついた。B 父が「なぜ、令和 3 年に私からいじめであるという連絡を受けた時にいじめ防止対策推進法に則ってアンケート調査を

しなかったんですか。」と質問したところ「私が無知だったんです。」と述べて嘘を認めた。(同年3月30日B父が町教委管理指導主事に電話で確認したところ「校長がアンケートを元々やる予定だったという話は無いです。」との回答があり前校長の嘘であることが確定している。)

B父が「校長は10月1日に教育委員会にいじめとして報告したんですか。」と質問を続けたところ「10月1日に間違いなく教育委員会にいじめとして報告しました。」と何度も述べた。B父が「嘘ですよ。」と告げたところ「証拠はあるんですか。」「録音でもしてるんですか。」「私が嘘をついていないと否定すれば嘘をついていないことになるんです。」「訴えますよ。」「これ以上は水かけ論です。」「私には娘がいて私の帰りを待っているんです。」「早く帰してください。」と述べたことから質問を打ち切って校長室を出た。以上のやりとりは約1時間程度だった。前校長は午後6時以降であればいくらでも話を聞けると述べていたが、自分の立場が危うくなると嘘をつく人物であることを再確認した。B父が「失礼しました。」と述べた途端、校長室の引き戸を勢いよく閉め、すぐに内側から鍵をかける音がした。とても校長が取る態度とは思えなかった。以上のやりとりがあったから、録音する必要性を強く感じた。

- (6) 令和6年2月22日前校長は校長室でB父に「A保護者側の弁護士達からB保護者には弁護士達がA保護者についていることは言わないで欲しいと頼まれていました。」「一人で抱え込んでどうしたらいいか分からなかった。」「どこに行っても謝罪します。」「A保護者が相談していた弁護士の言うとおりにB保護者に伝えたことが二転三転してしまった。」と嘘をつき続けたことを弁護士のせいにして、私達をだまし続けてA保護者の弁護士達に協力していたことを認めた。

以上の出来事から B 父が県教委に対して、教職員が保護者に嘘を繰り返した場合の処分についても懲戒処分の基準に明記してほしいと要望した際に担当者から

「その行為は地方公務員法の信用失墜行為として規定されているため、懲戒処分の基準に加える必要がない。」

との回答がありました。

## 19 P-8 上から7行目 令和6年3月28日 B保護者と校長、2年次担任が面談

面談した理由はBが転勤する元2年次担任に伝えておきたいことがあると述べたためです。

当時、2年次担任の授業中に背中を何度もシャープペンシルでつつかれるいじめを受けた時のことについて、そのことに気付いた2年次担任が「そこ何やっているの。」と怒ってきたのでBが事情を説明したが加害生徒が「やっていない。」と否定したことを鵜呑みにして「やっていないと言っているよ。」と言って突き放し、周囲の生徒に何も確認しなかった出来事についてBは不満を持っており、「今度、そんな生徒がいたら被害に遭っている生徒に優しくしてください。」と伝えました。

2年次担任は原調査委員会に対しては他の生徒に指導したと回答していましたが、BやB保護者には指導していなかった可能性を示唆しました。

Bは2年次担任が他の生徒を注意している姿を見たことがないと述べていますし、学校の記録にも指導したとの記録は残されていません。

## 20 P-8 上から15行目 令和6年6月3日 原調査報告書がホームページ上で公表

B保護者が町教委宛に提出した要望書の中から調査報告書をホームページに掲載することのみが半年間であれば実施可能という返答があったが、令和6年5月13日 B父に町教委事務局長から電話連絡があり「B父さんは再調査委員会の設置を要望していますよね。」「調査報告書をホームページに掲載する必要があるんですか。」等と面倒臭そうに聞いた。

## 21 P-8 上から16行目 令和6年7月3日 教育長がB宅を訪れB父に謝罪

令和6年6月4日と5日に教育長はマスコミに対して「つらい思いをした生徒と保護者に対して申し訳なかった。」と陳謝していました。その後もB保護者には一切の連絡がなかったため、B父が連絡を取り、同年7月3日自宅で謝罪を受けることになりました。これまでの出来事も含め、B母は不信感とストレスを抱えており体調を崩すおそれがあったことからB父が対応しました。その他の不信感を抱いた出来事は以下のとおりです。

(1) 令和5年1月20日 B父が町教委管理指導主事に令和4年3月22日付

町教委作成にかかる「田上町立田上中学校におけるいじめの認知について」という文書の中で令和3年10月1日町教委管理指導主事に前校長がいじめについて報告を行ったとの記載について確認したところ「これは、いじめということではなく不登校になっているという報告を受けたという意味です。」と述べた。(令和5年3月7日前校長に確認したところ「間違いなく、いじめとして報告しました。」と何度も述べた。)

同日、同席していた町教委事務局長がこれから行われる原調査委員会の調査について「B父さんにとって都合の悪い結果でも受け入れることができるのか危惧しています。」と疑うような表情で述べた。

## (2) 令和6年5月2日の出来事

B父は田上町役場2階の一室において、町教委がガイドラインを無視したことや原調査委員会作成にかかる調査報告書でいじめであることが明らかになったのにマスコミに対していじめの有無を明言できなかったこと等についての説明を受けに行った。しかし、町教委事務局長及び事務局長補佐は文書を手渡して「B父さん、これを自宅でゆっくり読んでください。」とだけ言い何も説明をしようとしなかった。令和6年4月22日事前の電話連絡でも町教委事務局長は「B父さん、文書を郵送します。」と述べて説明をする気がなかった。B父は同文書の冒頭に町教委教育長が田上町いじめ問題調査委員会の調査報告書内では元1年担任のBに対する「お前はばかか」という発言を含む4点がいじめとして認定されているのにもかかわらず

調査報告書から、「そんなこともできないのか」「Bっておもしろいよね。冗談だよ」の2点を田上町いじめ問題調査委員会として認定されたと認識しております。

と回答していることについておかしいのではないかと伝えた。町教委はマスコミにはいじめの有無を明言せず調査結果を受け止めると回答していた。調査結果を受け入れることができない理由として町教委事務局長は元1年担任が否定しているからだと答えた。そこで、B父が前校長の調査でBが1年次の部活動の時間に「自分は生まれつき障害があるから勉強できないんだ。」等と述べたとされていることについて本人が否定しているため事実ではないと告げたところ、町教委事務局長及び事務局長補佐は笑っていた。

また、町教委が調査報告書を A 保護者に手渡す際に本件はいじめであることを伝えたのに A 父の代理人弁護士から「いじめの事実はないし謝罪するつもりはない」等と記載された数通の文書が勝手に私達の自宅に送付されてきたことを説明したところ、町教委事務局長補佐が「そんなの関係ない。」と無責任な発言をした。続けて B 父が令和 5 年 3 月 24 日実施のいじめに関するアンケートについて令和 5 年 3 月 7 日前校長が B 父に対して「言われなくても元々、私がやる予定だったんです。」と嘘をついたため令和 5 年 3 月 30 日町教委管理指導主事に確認したところ「校長がアンケートを元々やる予定だったという話は無いです。」と返答があったことを説明した際、町教委事務局長補佐が「それは校長が勘違いしただけだ。」と前校長に事実を確認することなく憶測や決めつけで述べた。そして、令和 5 年 3 月 7 日校長室で前校長が B 父を怒鳴ったことについて、町教委事務局長は「B 父さんは前校長に怒鳴られたと言っていますが怒らせたんじゃないですか。」「そのやりとりを他に見たり聞いたりしていた人はいるんですか。」「B 父さんは前校長が嘘をついたと言っていますがなんでですか。」「嘘をつきましたと言ったんですか。」と 1 回目の前校長の謝罪の録音音声の一部を聞いていたにもかかわらず B 父を疑うような表情で質問した。前校長が嘘を認めて私達に謝罪したやりとりの 2 回目も録音していると告げたところ、質問してきたにもかかわらず「でも、関係ないか。」と返答して逃げた。さらに、法に違反したり、不適切な対応をした職員が誰も処分されていないことや謝罪すら無いのは疑問であると B 父が伝えたところ、町教委事務局長は「謝罪は本人の意思なので教育委員会では対応できません。」と述べ、処分や注意、指導については言及がなく、事実確認をすることなく言い訳を繰り返した。

## 2.2 P-9 上から 11 行目 (1) 1 年次の A から B に対する言動について

B の主張について

### ① 「かわいいね」と言われたこと

A は言っていないと言っているが嘘をついている。

自分のむきになった反応が面白かったのかいじりやすいと分かってから言い出した。何についてかわいいねと言っていたのかは自分には分からない。

## ② 「冗談だよ」と言ってからかわれたこと

A が説明している内容は全て嘘だ。

A 達がくすぐりあいをやっていたので「何やってるの。」と何ばかなことやっているんだろうという感じで言ったことはあるけど「僕もやっていい。」とは聞いていない。授業で先生から質問されて答えられない場面で何度も笑われたので「ぼくは冗談が通じないからやめて。」と予防線を張った。そうしたら逆に「冗談だよ。」と言って馬鹿にしたような態度でからかってきた。逆効果だったと思う。

## ③ 「そんなこともできないのか」と言われたこと

バレーボールの授業のサーブのミスのこと間違いにない。A がいらついた表情で怒鳴ってきたのでよく覚えている。周りの生徒は笑っていた。

## ④ A がテストの点数を聞いた行為について

たぶん聞かれたと思うが何度もしつこく聞かれたので誰から聞かれたのかいちいち覚えていない。このことで勉強に対するイメージが悪くなって精神的苦痛を受け続けて勉強をする意欲が削がれていった。今は勉強が楽しいと思えるようになった。自分にも自信がついた。

## ⑤ 耳元でささやかれたこと

当時はいじめだと感じたのかもしれないが他の馬鹿にされすぎた記憶が強烈で覚えていない。

## ⑥ 玄関にいた野球部の何人かが自分の方を見てからかうように笑ったこと

その中には A もいて、自分の方を見て馬鹿するような表情で笑っていた。一番最初に目があって嫌な感じだったのでよく覚えている。

## 2.3 P-11 下から4行目 この認定について、A 保護者からは、1年以上

前の授業の際の一言を覚えていることが不自然であること、発言の場面は覚えていないのに発言したことを覚えていることは違和感があること

まず、いじめ被害者は心に深い傷を負わせた相手の言動や場面はいつまでも鮮明に覚えているということを理解すべきです。忘れようと努力しても忘れられないという精神的苦痛から適応障害、ノイローゼ、PTSD を発症しました。加害者 A は一時的な悪ふざけのつもりだったのかも知れませんが、被害者である B は一生ものの傷を負いました。対人恐怖等のいじめ

の後遺症とは一生つき合って生きていかなければならなくなりました。

## 24 P-12 下から2行目 (2) 1年次担任からBに対する言動

Bの主張について

アンケートで明らかになっているのに1年担任が今も嘘をつき続けていることについておかしいと思う。

1年生の部活動内で他の部員に「俺は勉強が苦手なんだ。」と言ったら、それが「俺は脳みそが腐っているから何も分からないんだ。」ということを書いたことになっていて、1年担任に「なんでそんなことを言ったんだ。」と聞かれて「そんなこと言っていません。」と答えたら「嘘をつくな。」と怒鳴られた。部活動は頑張りたいと思っていた。でもそれ以上にいじめの影響が強く体調に現れてしまって登校すること自体が難しくなってしまった。心のダメージは時間が経ってから体調に現れるということを思い知った。

前校長が作成した文書には同じ出来事について、自分が「自分は生まれつき障害があるから勉強できないんだ。」と言ったことになっていて、1年担任が優しく指導したということになっているが事実と違う。1年担任は自分には怒鳴ってくるのが多くて当たりが強かった。

また、前々校長は元1年学年主任から元1年担任がBに対して乱暴な言動をしているという報告を受けたと回答しているものの元1年担任に何も注意等していないことは矛盾しています。

当初、前校長が前々校長に確認した際は「何も報告を受けていない。」と回答しています。

県の「懲戒処分の基準」には

### P-7 6 監督責任関係

#### (2) 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

と規定されています。

さらに、前々校長と元1年学年主任は、Bが入学した直後、B母から、Bは他の学区からの転入生であり、いじめにあう可能性が高いので注意して見てほしいという依頼を2度も会って受けておきながら、そのことについて

ては前々校長は覚えていないと回答しています。

元1年学年主任はB母と面談した記憶はあるが内容は覚えていないと回答しています。

記録にも残しておらず危機管理意識が低いとしか言いようがありません。

## **25 P-14 下から3行目 理科の授業中の出来事**

Bの主張について

1年次、理科担当教諭は自分だけに繰り返し質問をしてきた。そのことで答えることができない自分に自信が持てなくなった。さらに実験の片付けについて先生と目が合ったので自分だけに「早くしろっ。」と怒鳴ってきたように感じた。

2年次の理科担当教諭も自分だけに繰り返し質問してきた。

1年次も2年次も理科の先生は知識の定着のためにヒントを出しながら繰り返し質問をしていたと言いつてしているが、そのように感じたことはない。できない自分をばかにしていたと感じた。なんで答えることができないと分かっている生徒だけに質問を繰り返す必要があるのか理解に苦しむ。周りの生徒の反応を見て、よく考えてから行動に移してほしい。

## **26 P-16 上から11行目 (4) 1年次の家庭科の授業中に「ピンク色が似合うね」と言われたこと**

Bの主張について

家庭科の授業中に先生が相手の生徒は何色が似合うと思うかという質問をした時に隣にいた加害者が自分を見て笑って馬鹿にするような表情で「ピンク色が似合うね。」と言ってきた。なんで自分にピンク色が似合うのかということまでは分からないが男なのに弱々しいねと言っているような表情で苦痛を感じた。なぜ苦痛を感じたかという当時の自分にはピンク色は女の子の色だという認識があったし、当時の自分は他の生徒から馬鹿にされることが多かったから。

## **27 P-16 下から3行目 (5) 掃除の時間にホウキを壁に叩きつけて集めた塵を舞い上がらせたこと**

Bの主張について

加害者は覚えていないと言っているが、1年生の時の掃除の時間に廊下を歩いていて加害者の横を通り過ぎようとするタイミングで加害者がわざとホ

ウキを壁に叩きつけて集めた塵を舞い上がらせた。その時、加害者は無言で腕に力が入って力んでいる様子でわざとという感じだった。掃除の班は5名いたので他の生徒も見ていた。別の日にも同じことをしたので、1年担任に報告した。1年担任は「分かった。」と言っただけだった。先生が覚えていないと言っていることや「分かった。」と返事をしたのに加害者に注意も何もしていなかったことは担任としてやるべきことをやっていないと思う。

その加害者とは、その出来事の数日前の掃除の時間に自分が窓を閉めたところ窓を開けて掃除するか閉めて掃除するかというトラブルになったといういきさつがある。

## **28 P-17 上から5行目(6) 2年次の授業中に背中をつつかれたこと**

### **Bの主張について**

加害者の説明は嘘だ。2年担任の授業で黒板に書かれたことをノートに記載していたところ、後ろからシャーペンで肩を何度もつつかれた。何度も「やめて。」と言ったが、やめてくれなかった。2年担任がそれに気づいて「そこ何やってるの。」と怒ってきたので、事情を説明したが、加害者が「やっていない。」と言ったことを鵜呑みにして、2年担任は自分に「やっていないって言ってるよ。」と言って突き放して相手にしてくれなかった。自分ではなく加害者に注意してほしいと思った。何か言い返しても自分が悪者にされて先生に都合の悪いことは隠すような感じだったので、学校には、もう信用できる人はいないと思った。その後も2年担任が他の生徒を注意してくれることはなかった。加害者はコンピュータ部に所属していて自分よりもラジオの作り方とかは詳しかったので自分にラジオの作り方を聞いたということは嘘だ。

## **29 P-19 上から6行目(3) 1年次加害者の特定や謝罪をさせなかった理由**

### **Bの主張について**

1年担任は毎年4月にテストの点数を聞かないようにクラス全体に注意していたと言っているが嘘だ。入学したての4月にそのような出来事は無かったし、2年になってからは担任ではなくなった。自分のアンケートを見て点数を聞いた個人とクラス全体を改めて指導はしていなかった。1年生の時の個別懇談会で母親から言われてクラス全体に注意をしたことはあった。

### 30 P-19 下から10行目 (5) いじめの認知報告時期について

- ・ B 父が令和3年10月22日前校長への初めての電話連絡で、いじめについて県教委や町教委に報告しているか確認したところ「これは本当にいじめでしょうか。」と述べ、いじめであるという認識すら無く、さらに「何の報告もしていません。」と述べた。
- ・ B 父が令和3年10月22日町教委前管理指導主事に電話で確認したところ「中学校からいじめとして報告は一切なかった。」「他の報告も一切ないです。」と回答があり、B父がメモに記録している。
- ・ 令和3年10月22日(金)電話等対応メモ(町教委教育長(当時)が教育庁生徒指導課に対して行ったもの)」の中に

(概要)

- ・ 学校は、いじめの事実については把握していなかった。(今回のことで初めて分かった)

と記載されている。

- ・ 令和4年3月22日付町教委作成にかかる「田上町立田上中学校におけるいじめの認知について」という文書に「10月1日(金)、校長が町教委管理指導主事に事故の概要を報告し、事実関係を把握することの指導を受けた。」と記載されている。

上記のとおり、前校長は10月22日時点で町教委に何も報告していないと回答しています。町教委も10月22日の時点で何も報告を受けていないと回答しています。以上のことから町教委は10月1日に前校長が報告を行ったことが虚偽であることを認識したうえで「10月1日(金)、校長が町教委管理指導主事に事故の概要を報告し、事実関係を把握することの指導を受けた。」と文書を作成しております。

この行為は刑法の虚偽公文書作成罪に該当します。

ガイドライン「第1章 第2節 重大事態調査を実施する目的」には

なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

と記載されているところ、B父が文部科学省児童生徒課及び教育庁生徒指導

課に対して確認した結果、

犯罪を構成する場合は罪名を調査報告書に記載することは可能であるとの回答があり、再調査委員にも伝えましたが、調査報告書に罪名等が明記されなかったことは、今後も同様のことが繰り返されるおそれがあります。

### 3 1 P-21 上から9行目 (8) 謝罪に関する経緯について

矛盾しかありません。本件中学校との窓口であったのに、なぜ、前校長が1人で問題を抱え込む事態になったのでしょうか。B父が同弁護士に連絡を取ったところ「A保護者と連絡を取らせないため。」と説明を受けました。何を聞いても「いじめの事実はありません。」という返答しかなく話が進展しませんでした。同弁護士は学校に事実確認しておらず、私達の自宅に「いじめの事実はありません。」と記載した文書を勝手に郵送してくる等、被害者への人権侵害も甚だしく、刺激を与えるどころの話ではありません。再調査委員会はこの出来事について弁護士が勝手にやったことではないかと言っていました。依頼を受けた弁護士が依頼人に確認することなく文書を作成して郵送することなどあり得ません。

### 3 2 P-23 上から3行目 本来であれば、作成された時点で、町教委からBに対し報告説明をすべきものであったことを指摘しておく。

このように原調査委員会の調査の際も町教委から連絡が来ることは一切ありませんでした。B父から連絡しない限り何も分からないし、何か聞いても法やガイドラインを理解していないため回答を拒否するということが度々ありました。

### 3 3 P-27 上から10行目 確かに、当初把握されていた事情では、1年次におけるいじめの存在から2年次の不登校に至るまでには期間があり、不登校の原因がいじめか否かについて本件中学校が判断に迷うのはやむを得ない側面がある。

まず、判断に迷うことがないように、法やガイドラインが整備されています。文部科学省児童生徒課は学校や教育委員会が理解していないということはありませんと回答しています。

また、主治医に確認した結果、精神的苦痛を受け続けた場合は、ある程度の時間が経過してから身体症状に現れることがあるとの回答がありました。学校側の知識不足であることは明らかです。いじめの認知には、この

ような知識やいじめ被害者が発する身体症状に関する知識の習得が必要不可欠だと考えます。

### 3 4 P-28 下から9行目 (6) 謝罪対応

法第28条には、重大事態等の対応について

速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

と記載されており、何があったのか明らかにしたうえで、いじめの有無について白黒つけることになってはいますが、前校長は「どのような対応をするかは校長のカラーによります。」「学校は白黒つけません。」等と述べて法を無視して白黒つけることを嫌がり、私達から他の加害者達の保護者にも伝えてほしいとの依頼には「なんで今ごろなんですか。」と述べて他の加害者達の保護者に連絡することを拒否し、白黒つけなければ解決しない問題なのに調査も部分的で何があったのか明らかにしませんでした。その結果、加害者側に対する対応が根拠に欠ける弱々しいものになり、謝罪どころの話ではなくなりました。これが本件いじめ問題の解決が長引いた一因です。

### 3 5 P-34 下から8行目 3 記録の整備

#### (1) 学校が作成した事実と異なる文書について

上記3(3)のとおり。

#### (2) 町教委が作成した事実と異なる文書について

(ア)「被害者生徒は、小学校時から、やりたくないことがあると欠席したり、保健室に行ったりする傾向がある。」と事実と異なることが文書に残されている。その結果、Bはやりたくないことがあると休む生徒であり、勉強についていけなくなったから不登校になったという間違っただ認識を持つに至った。

(イ) 令和4年3月22日付町教委作成にかかる「田上町立田上中学校におけるいじめの認知について」という文書に「10月1日(金)、校長が町教委管理指導主事に事故の概要を報告し、事実関係を把握することの指導を受けた。」と記載されている。

(ウ) 町教委作成に係る「いじめにより不登校状態になったと訴えがあった件に関する記録」2枚目「11.19 ○Bくん本人と父母が、Aく

ん側からの謝罪文を受け取った」と記述されていますが、「お詫び」と題する文書は事前に前校長から「見せるだけでBさんに渡すことはできません。」と言われていたため私達は受け取っていません。

(エ) 情報公開請求による令和6年2月29日付部分開示決定文書内「令和3年10月22日（金）電話等対応メモの中に

・10月18日、かかりつけの「クリニック」を受診。

と記述されていますが、かかりつけではありません。Bは通院2回目でWISC-IVの検査結果の受け取りと初めての診察のために行ったもので実質的に初診でした。Bに障害があるという憶測や決めつけです。

### 3.6 おわりに

令和3年にいじめ被害を訴えてから相当の歳月が流れました。いじめ一つ解決するのに何年かかっているのでしょうか。その間、学校や町教委は法やガイドラインを無視し続け、Bに対する支援を行うこともなく、自己保身を優先させて嘘や言い訳を繰り返してきました。前校長は「私が嘘をついていないと否定すれば嘘をついていないことになるんです。」「他の保護者もいるので大事にしないほうがいいのではないですか。」等と言ってA保護者代理人弁護士に協力して嘘をつき続けて退職するまで時間稼ぎを行い、法やガイドラインに記載されている対応をとりませんでした。町教委は憶測でBに不登校の原因を押し付け、いじめ被害を訴える私達を疑いの目で見っていました。私達も学校や町教委の法やガイドラインすら守らない対応の悪さによるストレスから幾度となく体調を崩し、二次被害を受け続けました。対応の失敗や教訓が法やガイドラインとして形になっているのに教師達はそれを未だに理解しておらず、何度同じ過ちを繰り返すのかとしか言いようがありません。このことで、私達は本来やらなくていいことをやらなくてはならなくなり、そのことでも大変な迷惑を被りました。本件の調査結果からも明らかなように教師達がいじめ被害生徒であるBを守ってくれることはありませんでした。Bは勇気を出して、アンケートにいじめのことを記載したり、教師にいじめ被害を訴えてSOSを出し続けたのにいじめであることすら認識されませんでした。そして、教師達は嘘をついたり、覚えていないと無責任な発言を繰り返している状況です。このような状況で保護者達は安心して我が子を学校に預けることができるでしょうか。

また、田上町長及び田上町議会は「田上町はいじめを絶対に許さない」ということを発信していただきたいと思います。そして、いじめ被害者の教育を受ける権利が確実に保証される支援策について協議していただきたい。私達が被害者側になって気づいたことは、あまりにも被害者への支援がなさすぎるといことです。学校から適応指導教室への通学の提案がありましたがいじめ被害を受け続け、教師に裏切られた B は同級生や教師達と顔を合わせることにストレスを感じて体調を崩し、継続的な学習に繋げることができませんでした。適応指導教室のみでは不十分です。町教委教育長は田上町議会だより第151号の中で町議会議員の質問に適応指導教室で十分と回答しており、私達の存在を無視しています。さらに、令和6年4月8日第4回定例会会議録の中では「先ほど中学校の校長先生から（いじめに関する）新聞記事のコピーをいただきましたので、そんなので騒がしくなるのかなというふうに思っておりますが・・・」等と発言しており、真剣に向き合っていないことは明らかです。前校長は B 父に「その頃には私は退職して学校にはいませんので。」と述べたり、「どこに行っても謝罪します。」と言っていたのに記者の取材に対して「私は教職を退いた身なので勘弁してください。」と述べて拒否する等、無責任としか言いようがありません。学校や町教委はいじめとして認識できず、重大事態かどうか判断できませんでした。町教委は前校長が私達に嘘をつき続けたことも認識しようとしませんでした。都合の悪いことは認識しようとしないので再発防止には何も期待できません。田上町は町教委がガイドラインに記載のとおり、調査報告書を文部科学省に提出したか確認してください。私達は、今回のように町教委や学校が嘘をついたり、ごまかしたりすることがないことを願うばかりですが本件の対応について注意や指導すら受けた職員が1人もおらず何の反省もない状況です。学校や町教委の対応は非常に悪質です。いじめ一つ解決するのに何年もかけて判断しようしない姿勢に本当に大丈夫なのかと危惧する気持ちしかありません。法やガイドラインを守るという当たり前のことができるようになってほしいと思います。残念ながら、本気で再発防止に取り組んでいるとは思えません。

以上